

千葉県告示第498号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

令和3年6月9日

千葉市長 神谷 俊一

1 形質変更時要届出区域

千葉県美浜区若葉三丁目1番23の一部（別図1及び2のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

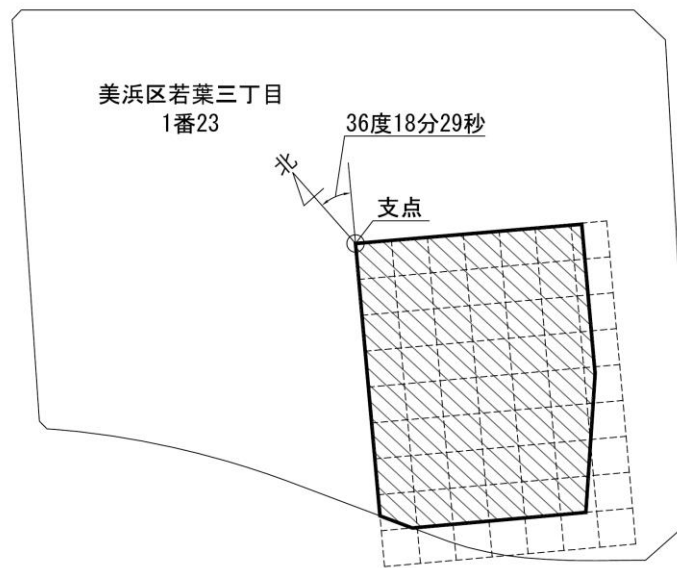
（1）砒素及びその化合物


（別図1）



出典：ゼンリン電子地図帳（Z21BB第3097号）

(別図 2)



凡 例	
----	単位区画
—	筆境界
—	調査範囲
	指定区域 (砒素及びその化合物)

指定区域の面積
4,899.55㎡

支 点
支点は、既往調査区画の最北端とする。

格子の回転角度 (36度18分29秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。